

## 「電波法 81 条に基づく報告の徴収について」に基づく調査結果の報告について（原因および再発防止）【報告の概要】

### 1. はじめに

平成28年3月7日、当社が設置運用している高周波利用設備の許可状が、当社に与えられたものではないことが明らかとなったことを受け、東北総合通信局長から、当社が設置している高周波利用設備の許可申請状況等について報告するよう指示を受けたことから、平成28年3月24日に再処理事業部（以下、再処理）の14設備、濃縮事業部（以下、濃縮）の5設備について、申請漏れがあったことおよび当該設備は使用停止としたことを「高周波利用設備に係る調査報告」（平成28年3月30日一部改正）により、東北総合通信局へ報告し、申請漏れの原因と再発防止対策を別途報告することとしていた。

その後、平成28年4月5日に、東北総合通信局から、当社が過去に許可を得ず利用し、既に廃棄済みの高周波利用設備等の有無についても調査し報告するよう追加の指示を受け、これまで調査を進めてきたところ、新たな申請漏れや信憑性の疑わしい許可状等の作成が確認された。

本報告は、東北総合通信局からの追加の指示に対する調査結果、申請漏れ等に至った原因および再発防止対策を取りまとめたものである。

### 2. 申請漏れが確認された設備（41設備）

新たに廃棄済み設備で1設備（再処理）および事務所・社員寮食堂厨房（以下、厨房）の21設備について申請漏れが確認された。3月の報告分と合わせ、申請漏れが確認された設備は、部品をビニールバッグに密封するために使用する「高周波シーラー」や、溶液中の元素濃度を測定する「分析装置」、厨房で調理に使用する「高周波誘導加熱装置（電子レンジや電磁調理器）」等であり、設置箇所毎の詳細は以下のとおりである。

（1）再処理…15設備（内、廃棄済：1設備）  
〔高周波シーラー（5）、分析装置（8）、高周波加熱装置（1）、超音波洗浄器（1）〕

（2）濃縮…5設備  
〔高周波シーラー（2）、超音波洗浄器（2）、分析装置（1）〕

（3）事務所・社員寮食堂厨房（以下、厨房）…21設備  
〔高周波誘導加熱装置（電子レンジや電磁調理器）（21）〕

### 3. 原因調査および原因調査によって確認された問題点と再発防止対策

高周波利用設備の申請漏れが発生した原因の調査は、高周波利用設備の申請漏れが確認された再処理、濃縮および経営本部が定めるルールを確認のうえ、当該設備に係る調達段階、許可申請等の申請手続き段階、許可取得後の3段階に分け、事実関係を整理の上、原因の抽出等を行った。

調査の結果、今回の電波法に基づく高周波利用設備の申請漏れ等は、当社の管理が不十分であったこと等により発生したことが判明した。当社はこの事実を重く捉え、今後同様の事象を二度と発生させないよう、電波法に係る許可申請について、現状の社内ルールの見直しを速やかに行い、法令に基づく申請および管理・運用が確実に行われる仕組みを構築する。さらに、電波法に関する手続きの管理に係る新たな全社共通のルール（電波法手続要則）を整備し、法令手続き漏れの防止に努める。

原因の調査結果および具体的な再発防止対策は、以下のとおりである。

#### （1）調達段階の業務プロセスにおける問題点と再発防止対策

〔調査結果〕

調達する物品の電波法に係る許可申請手続きについては、契約発注を行なった後、調達先（メーカー等）から調達する物品が電波法による許可申請手続きが必要なものである旨の情報提供を受けることにより必要性を認識し、許可申請手続きに移行することとしていた。しかし、各事業部とも電波法に対する知識、認識が不十分で、物品調達の際、申請手続きの有無について調達先への十分な確認が行なわれなかったため、申請手続きに移行できていなかった。その結果、調達段階では、33設備（調達先から情報提供がなかった：24設備、情報提供があったが申請の必要性を見逃した：9設備）が社内手続きに移行できなかった。なお、残りの8設備については、調達先からの情報提供により社内手続きに移行していた。

〔問題点〕

- ・当社の電波法に対する知識、認識が欠けていた。
- ・電波法に係る許可申請等の手続きを必要とするものである旨の情報提供を調達先に促すための仕組みが無い。
- ・電波法に係る許可申請等の必要性について、情報提供を受けた結果を残す書類が統一されていない。
- ・必要な許可を受けていない場合に、その手続きが実施できていない事を確認する仕組みがない。
- ・電波法に基づく申請許可等を実施すべき部署を社内ルールで規定していない。（濃縮のうち研究開発棟、厨房）

〔再発防止対策〕

- ・全社で実施しているコンプライアンス教育に今回の事例を追加するとともに、安全文化や法令遵守（意識）に係るアンケートにより定着状況を確認していく。

- ・特に、今回の申請漏れに関係した部署については、電波法について社内教育を実施する。
- ・社内ルールに、許可申請等の官庁手続が必要な項目を調達先に要求、必要図書として提出させることを追加または新たに社内ルールを制定する。
- ・上記社内ルールに「法手続計画・実績一覧表」を追加し、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うと共に、主管課長または申請担当課長が承認を行う旨を明記する。
- ・電波法に基づく許可申請が必要な物品のリストを作成するとともに、許可申請を実施する部署を「電波法手続要則」で規定する。

#### （2）許可申請等の段階の業務プロセスにおける問題点と再発防止対策

〔調査結果〕

再処理では、申請漏れが確認された15設備のうち8設備については、調達段階での調達先からの情報提供により、社内手続きに移行していたものの、申請手続き管理担当部署において申請手続きが適正に行われなかった。（7設備については調達先から情報提供がなく社内手続きに移行できていなかった）

濃縮では、社内ルールが不十分もしくは社内ルールがなかったため、5設備が申請手続きに移行できていなかった。厨房では、社内ルールがなかったため21設備が申請手続きに移行できていなかった。

〔問題点〕

- ・申請担当課内での複数人チェックおよび申請担当課長の承認が行われていない。
- ・申請担当課長が社内ルールに基づく業務管理を行っていない。
- ・電波法の許可申請等の依頼がメール等での担当者間のやり取りになっており、書類の授受が記録として管理されていない。
- ・社内ルールが電波法を対象に管理を行える仕組みになっていない。
- ・申請手続きの進捗管理ができる仕組みになっていない。
- ・社内ルールが整備されていない。または、不十分であった。（濃縮、厨房）

〔再発防止対策〕

- ・社内ルールの「法手続計画・実績一覧表」の計画策定時および実績確認時等の段階において、複数人チェックをするとともに、主管課長または申請担当課長が承認を行う。
- ・再処理における電波法の許可申請等の依頼および許可したことの確認は、主管課および申請担当課の課長間で、書類によるやり取りを行う。
- ・高周波利用設備の申請等に係る社内ルールがなかった部署については、新たに社内ルールを制定し、確実なチェックを行う。

#### （3）許可取得後の問題点と再発防止対策

法令で要求されている高周波利用設備許可状等の原本の掲示が行われていないことが確認された。

〔問題点〕

- ・社内ルールが法令要求に合致していない。（再処理、濃縮）
- ・社内ルールが整備されていない。（厨房）

〔再発防止対策〕

- ・社内ルールに「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する」ことを追加または新たに社内ルールを制定する。

#### （4）信憑性の疑わしい許可状等について

今回の調査の中で、正規の許可状と異なる内容（用語、フォント、様式の仕切り線等）が記載された高周波利用設備許可状1通と、申請日と異なる受付印が押印された高周波利用設備変更許可申請書1通の電子ファイルが確認された。

これらが作成された経緯について、関係者に対する聞き取りおよびPCデータ等の分析等による調査を行った結果、東北総合通信局への再処理の申請担当者が、高周波利用設備の設置に係る申請について失念若しくは放置していたことにより、主管課との事務処理の過程において、信憑性が疑わしい許可状等を作成したものと疑われる。

上記については、今回策定した各対策を確実に実施、運用していくことにより再発防止を徹底する。

### 4. おわりに

今回の高周波利用設備の申請漏れにつきまして、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

今後は、安全を最優先とする当社の経営方針を踏まえ、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底と再発防止に全力をあげて取り組んでまいります。